議案第34号

逗子市印鑑条例の一部改正について

逗子市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和４年６月３日提出

逗子市長　桐ケ谷　　覚

逗子市印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市印鑑条例（昭和51年逗子市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項中「前項の規定にかかわらず」の次に「、印鑑の登録を受けている者は」を、「平成25年法律第27号」の次に「。以下「番号法」という。」を、「平成14年法律第１５３号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「場合は、印鑑登録証の提示を要しない」を「ことができる」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、番号法第２条第７項に規定する個人番号カード（公的個人認証法第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができるものとする。

第14条に次の１項を加える。

３　市長は、前条第３項の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることの確認並びに印鑑登録証明書の作成及び交付を当該多機能端末機により行うものとする。

附　則

この条例は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

　個人番号カードを活用し、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を行うに当たり、改正の要あるため提案する。